

争議行為の予告について

東栄興業株式会社代表取締役小泉公男から争議行為を行う旨の通知が令和7年2月19日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和7年2月21日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部東栄分会の争議行為に対抗する件

二 日時

令和7年3月5日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東栄興業株式会社本社倉庫	足立区西新井四丁目27番28号
東栄興業株式会社本社別館	足立区西新井四丁目27番31号
東栄興業株式会社西新井車庫	足立区西新井四丁目27番25号
東栄興業株式会社古千谷作業所	足立区古千谷本町四丁目1番6号

四 種類（以下原文のまま掲載）

事業所の閉鎖、就労拒否等一切の争議行為